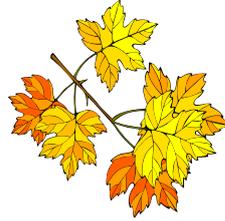


## 占出山町だより



2010年11月号

今年は、紅葉が遅いように思いますが、皆様はいかがでしょう？

秋の暖かいのはありがたいですが、紅葉の色づくのが遅く、湯豆腐など鍋物を美味しく感じない、と思うのは贅沢なんでしょうか？



11月号目次

☆ 消えた？年金



### ☆ 消えた？年金

「消えた年金」問題では、様々な申立てのケースがあります。

それだけではなく、法の狭間で、困っておられる方も多いのです。今回は、そのお話をさせていただきます。

#### ●厚生年金保険法の改正

昭和 29 年に厚生年金保険法が、大幅に改定されました。

まず、55 歳だった受給開始年齢が 60 歳に引き上げされたこと(男子)、女子は据え置きとされました。

#### ●61年改定

昭和 61 年の厚生年金保険法の改定で、女子の受給開始年齢も 60 歳に引き上げられました。

年金制度の変遷を勉強するうえで、昭和 61 年の改定を境に、それまでを旧法、そして新法と区別するようになりました。

それまで通称「カラ期間」と呼ばれていた期間が「合算対象期間」となり、**第四種被保険者**という種別は廃止されることになりました。

#### ●第四種被保険者とは

現在、厚生年金保険の被保険者は、会社で働いている現役の方を対象としていますが、**第四種被保険者**とは、退職後も厚生年金保険に任意加入して、旧法の年金を受けることが出来る資格の 20 年の期間を作り上げるための制度でした。

旧法の厚生年金加入期間が 10 年以上ある人が退職後 6 箇月以内に、社会保険庁長官に申し出ることにより 20 年(中高齢特例の場合は 15~19 年)に達するまで、退職直前の標準報酬月額に基づく保険料を全額自分で、その月の 10 日までに納付することになります。

このあたりは、現在の健康保険の任意継続の納付と同じですね。

勿論、年金を受ける権利の発生のために必要であったこともあります。20年加入していれば、加算条件に該当する配偶者やお子様がいらっしゃれば、加給年金が加算され年金を受けることが出来るというメリットがあります。

昭和61年の改定では、この第4種被保険者は経過措置として残されましたが、現在は新たな該当者はありません。

### ●メリットがデメリットに

しかし、このメリットが逆効果を生んでしまった事例もあります。第四種を申出て、20年の厚生年金加入期間を満たしたのですが、老齢年金を受給する場合、厚生年金加入が20年以上ある場合は、加給年金が加算される場合があるのですが、加算対象となる配偶者自身も厚生年金加入期間が20年以上あると加算が停止されてしまいます。

実際に、旧法時代に、旧社会保険事務所で、厚生年金の20年を満たしていないからと、第四種への加入を勧められた方があります。そして、加入し、20年を満たすため、自身で保険料を支払われました。しかし、この方は、20年を満たしているため、加給年金の配偶者加算が停止となってしまいました。

この方は、この停止条件を説明してもらえなかったと話してらっしゃいました。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

### ●西尾はこう思います

年金は、損得でとらえるものではないとは思いますが、加給年金は年額最大40万円弱あり、お嘆きもわかる気もします。少し違うかもしれませんがこれも「消えた年金」となるのかなと思いました。

年金の制度設計をするうえで、過去のほころび、というか制度のひずみを、掬いあげる必要性があるのではないのでしょうか？

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

## 西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586      メール [nishio@nishio-sr.com](mailto:nishio@nishio-sr.com)

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間      午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

西尾 雅枝

